

令和6年第1回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

鍵屋浩司

押印掲載  
を省略

1 日時 令和6年1月15日(月) 14時00分～ 15時40分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎8階 第二委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

鍵屋 浩司 委員

加藤 房子 委員

平岡 智広 委員

米谷 康 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

松岡 真

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

関本 英嗣

財政局 財政部 契約課 管理係長

相澤 文

都市整備局 技術管理室 技術企画担当課長兼被災地支援担当課長

菊池 信幸

都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画担当係長

渡邊 康英

水道局 総務部 財務課長

林 雄次

水道局 総務部 財務課 契約係長

高橋仁和子

水道局 給水部 計画課 主幹兼技術管理係長

小林 康宏

水道局 給水部 北配水課長

馬場 淳

水道局 給水部 北配水課 管路係長

熊谷 善弘

ガス局 総務部 財務課長

永田 健一

ガス局 総務部 財務課 契約係長

根本 大助

ガス局 供給部 建設課長

守屋 聡

ガス局 供給部 建設課 建設第二係長

今埜 利彦

## 5 会議の経過

### 【1】 開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 財政局長挨拶

### 【2】 委員長の選出ほか

- (1) 委員長の選出

委員互選により、次の通り委員長を決定した。

委員長： 蘆立 順美 委員

- (2) 委員長職務代理者の決定

蘆立委員長の指名により、次の通り委員長職務代理者を決定した。

委員長職務代理者： 鍵屋 浩司 委員

### 【3】 議事の経過及び内容

進行： 蘆立 順美 委員長

会議録署名委員： 鍵屋 浩司 委員

- (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(会議資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(会議資料 P. 2～28)、「指名停止の運用状況一覧表」(会議資料 P. 29～30)に基づき報告。

#### 【質疑応答】

##### 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
指名停止時期について	委員	指名停止事由が発生した時期と実際に指名停止した時期が異なるが、理由は何か。
	事務局	指名停止は、仙台市で情報が確認された後、事実確認等を踏まえ、契約事務特別委員会において決定されるため、事由の発生日と時期が異なる。
情報収集方法について	委員	指名停止事由となる情報はどのように収集しているのか。
	事務局	国や都道府県等で構成されている公共工事契約業務連絡協議会において情報共有を行っている他、インターネット等により能動的に情報を収集している。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 294 件の工事のうち、米谷委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 31 参照)
  
- 2) 委員会において、1) の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

**【選定事案】**

◆制限付き一般競争入札

- ①中央第 4 号幹線導水管工事 1 (米谷委員抽出)
- ②令和 5 年度若林区管内外取付管改築工事 (加藤委員抽出)
- ③仙台城跡大手門北側土塀・石垣復旧工事 (平岡委員抽出)
- ⑤令和 5 年度葛岡工場エレベーター設備改修工事 (米谷委員抽出)
- ⑨長町折立線外ガス低圧支管入替工事 (米谷委員抽出)

◆随意契約

- ⑩仙台市泉社会福祉センター等大規模改修エレベーター設備工事  
(鍵屋委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①中央第4号幹線導水管工事1」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加事業者数について	委員	本案件が1社応札であった要因は何か。
	事務局	本案件は、交通量の多い幹線道路及び閑静な住宅街における騒音・振動を伴う夜間工事であり施工条件が厳しいことや、上半期に下水道工事の発注案件が多く、下水道技術者の確保が困難であったことが要因だったと考えられる。
	委員	本案件のような施工箇所は他にもあると思われるが、その場合も同様に入札参加者数が少なくなる傾向があるのか。
	事務局	同様の施工条件の場合には、敬遠される場合もある。
設計図書取得事業者について	委員	設計図書取得事業者数は把握しているのか。
	事務局	案件毎に把握しているが、現在手持ちの資料が無いため、本案件の取得事業者数はお答えできない。
入札参加資格対象者数について	委員	入札参加資格対象者数について、許可区分や施工実績を加味した場合はどれくらいの事業者数になるのか。
	事務局	資料記載の事業者数よりも少なくなるが、具体的な数については把握することが困難である。

「②令和5年度若林区管内外取付管改築工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加事業者数について	委員	本案件が1社応札であった要因は何か。
	事務局	道路が狭く施工条件が厳しいことが要因だったと考えられる。
入札参加資格の設定について	委員	本案件は2回目の公告において、所在地要件を市内営業所に拡大しているが、通常1回目の公告は市内本店を原則としているのか。
	事務局	1回目の公告においては、市内本店事業者で十分な数を確保できる見込みが無い場合を除き、地元優先発注の考えから、市内本店を原則としている。
	委員	2回目の公告の場合は、所在地要件以外の条件は変更しないのか。
	事務局	案件によって格付評点についても拡大する場合がある。

「③仙台城跡大手門北側土塀・石垣復旧工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加事業者数について	委員	本案件が1社応札であった要因は何か。
	事務局	施工実績として文化財の修復工事が必要であったため、参加可能事業者が少なかったと考えられる。また、漆喰塗りの乾燥期間等の時間を要する作業も含まれており、スケジュールがタイトだったことも要因だと思われる。 落札事業者は、東日本大震災の際に同施工箇所の復旧工事を施工しており、知識や経験を持った職員がいたことから、応札されたと考えられる。
	委員	落札事業者以外でも施工は可能な工事なのか。
	事務局	落札事業者以外でも施工可能な工事である。
予定価格の積算について	委員	文化財の修復等の工事では、通常の工事とは異なる予定価格の算定方法となるのか。
	事務局	通常の積算基準書で積算できる部分については、基準書に基づき積算することとなる。本案件での土塀や石垣など、積算基準が無いものについては、参考見積を徴収したうえで積算している。
	委員	参考見積を徴収する場合の徴収先はどのように選定するのか。
	事務局	一般的には本案件に参加可能な事業者のうち、地元事業者を優先して選定している。

「⑤令和5年度葛岡工場エレベーター設備改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
当初施工事業者について	委員	既存エレベーター設備を施工した事業者はどこか。
	事務局	本案件の落札事業者が施工している。
入札参加事業者数について	委員	本案件は1回目に入札参加者なしで不調となっているが、落札事業者が応札しなかった理由はなにか。
	事務局	理由は把握していないが、発注時期等の関係から1回目に応札しなかった可能性もあると思われる。
入札参加資格対象者について	委員	施工実績も含めると入札参加資格対象者数は少なくなるのか。
	事務局	エレベーター設備の施工が可能な事業者となると少なくなると思われる。市内本店事業者では十分な参加資格対象者数が見込まれなかったことから、1回目の公告から、所在地要件を市内営業所としている。
	委員	本案件は既存設備の設置事業者でしか施工できない工事ではないのか。
	事務局	本案件はエレベーター一式の入替工事となっており、既存設備の設置事業者以外でも施工可能である。

入札金額について	委員	本案件は落札率が100%だが、問題はないのか。
	事務局	本案件は予定価格を事前公表しており、事業者において積算したうえで同額の入札となったと考えており、問題はないと認識している。
参考見積について	委員	参考見積を徴収している場合、参考見積をした事業者が落札事業者となる場合もあるのか。
	事務局	参考見積は本案件に参加可能な複数の事業者から徴収しているため、落札事業者となる場合もあると考えられる。

### 「㊟長町折立線外ガス低圧支管入替工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加資格対象事業者数について	委員	本案件の入札参加資格対象事業者数が少なく感じるが、特殊性の高い工事なのか。
	事務局	本案件は老朽化したガス管の入替工事であり、ガス工事としては一般的な工事内容である。
	委員	入札参加資格対象事業者数が少ない理由は何か。
	事務局	ガス管の入替工事を施工するためには仙台市ガス局から第一種工事人の公認を受けている必要があり、現在公認を受けている事業者が10社のみとなっているため、参加対象事業者が少なくなっている。

### 「㊟仙台市泉社会福祉センター等大規模改修エレベーター設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
既存設備について	委員	既存設備の設置年度及び設置事業者はどこか。
	事務局	既存設備は平成4年頃に設置されており、当時の設置事業者は本案件受注事業者となっている。
入札方式について	委員	本案件は1度一般競争入札で公告したのちに、随意契約に切り替えているが理由は何か。
	事務局	当初、エレベーター設備の入替工事を想定しており、既存設備設置事業者以外でも施工可能であることから、一般競争入札の公告を行った。 しかし、入札参加者がおらず、担当課で検討した結果、既存設備を流用しつつ部分的な改修を行うこととなった。その結果、既存設備設置事業者でなければ施工が困難であったため随意契約に切り替えている。

	委員	案件番号⑤は2回目の入札についても一般競争入札で行っているが、違いは何か。
	事務局	本案件は、当該施設の大規模改修工事と同時に行うこととなっており、全体のスケジュールを鑑みた結果、早急な施工が必要であったことから随意契約に切り替えている。
発注方法について	委員	当該施設の大規模改修工事にエレベーター設備の改修を含むことはできないのか。
	事務局	受注機会の均等を図ることや、競争性の確保の観点から、一般的に工種ごとに分けて発注している。
施工内容について	委員	本案件は居ながら改修で行うこととなっているが、理由は何か。
	事務局	回答については、後ほど別途回答させていただく。
	委員	夜間工事ではできないのか。
	事務局	夜間工事を行うことで、労務費が割増となり工事費全体の価格が高くなることや、周辺環境への騒音等の影響等を鑑み、日中の工事としている。

以上のほか「全体を通しての質疑」について

論点等	発言者	発言内容
予定価格の積算について	委員	予定価格を積算する際には、昨今の資材価格や燃料費等の高騰を反映しているのか。
	事務局	本市の積算基準は月1回見直しを行っており、最新の単価で積算することとしている。
	委員	一般競争入札において不調となった際には、予定価格の見直しは行っているのか。
	事務局	再度公告する時点において、最新の単価に見直したうえで積算している。
不調率について	委員	不調となっている案件が散見されたが、全体を通して、不調率は増加しているのか。
	事務局	例年と比較すると、大きな差異は見受けられないが、工種によって、参加事業者数が少なくなっているように感じている。

## 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は平岡委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、令和6年5月中旬頃の予定である。

## 7 閉会